

令和6年度 第5回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和6年8月

魚沼市農業委員会

令和6年度第5回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 19名 定員 19名
欠席 0名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	大塚 寛	
○		2	貝瀬 正美	
○		3	高橋 祐次	
○		4	小岩 孝徳	議事参与の制限
○		5	蕪澤 芳子	
○		6	井口 恒一郎	
○		7	星 仁 右エ門	
○		8	星 野 幸夫	
○		9	佐藤 洋一	
○		10	浅井 典裕	
○		11	小幡 中治	
○		12	阿達 正	
○		13	吉田 久	
○		14	穴沢 勝也	
○		15	櫻井 信夫	
○		16	佐藤 陽二	
○		17	瀧澤 悟	
○		18	桑原 正文	
○		19	上村 喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		斎藤 勝浩	
○		森山 玲子	
○		櫻井 紀彦	

令和6年度 第5回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和6年8月26日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 13 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 11 番 小幡 中治 委員 12 番 阿達 正 委員
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について
5		その他 閉会宣言 14 時 20 分

令和6年度 第5回魚沼市農業委員会総会議事録

令和6年度第5回魚沼市農業委員会総会は、令和6年8月26日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（斎藤事務局長）

時間になりましたので、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出はありませんでした。魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和6年度第5回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は13時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（菰澤芳子委員）

第1部会では、8月24日土曜日15時半から堀之内で意見交換会を行いました。話すことも尽きなく、有意義な会になりました。以上です。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会は、今回の農地パトロールの実施結果について情報共有、今後の課題等について検討を行いますので、総会終了後、いつもの場所に集合願います。以上です。

第3地区部会会長（佐藤洋一委員）

第3部会は、特に報告事項はございません。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）

第4部会についても特に報告事項はございません。なお、総会終了後、農地パトロールの情報共有を実施したいと思いますので、お残りください。以上です。

広報部部会長（阿達正委員）

先日、広報部で次の農業委員会だよりの打ち合わせをしました。本日、重点農地パトロール報告検討会後に部会を開きたいと思っておりますので、終わった後残ってください。以上です。

議長（上村会長）

それでは、報告事項につきまして、それぞれ報告をいただきました。内容につきまして質問・ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてありますが、議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、指名をさせていただきます。まず議席番号11番小幡中治委員及び議席番号12番阿達正委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は3件、15筆、11,314.00㎡の届け出がありました。解約の理由は、貸借人への売却、契約内容を変更するためとなっています。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきまして、事前配付ということで目を通していただけたかと思っております。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の5ページをご覧ください。

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は16件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後市内の方が継続して耕作されていくものと思います。

整理番号4番・6番・11番は相続手続きの遅れにより司法書士から届け出のあったものです。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の7ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買4件です。

なお、整理番号3番は議事参与の制限により、最後とさせていただきます。

整理番号1	申請地	*****	田ほか1筆	合計 846 m ²
	譲渡人	*****		

所有者不明土地管理人 司法書士 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 ****円

申請の理由は、経営規模拡大のためです。申請地は所有者不明農地であり、所有者不明土地管理制度を利用した所有権移転になります。

所有者不明土地管理制度は令和3年の民法改正により創設され、令和5年4月1日から施行されました。今、社会問題になっている所有者不明土地問題の解消に大きな役割を果たすことが期待されている制度です。この制度は、調査を尽くしても所有者やその所有者の所在を知ることが出来ない場合に利害関係人が地方裁判所に申し立てることで、その土地・建物の管理を行う管理人を選任してもらう制度であります。

申請地は圃場整備事業対象地区の中央にある農地であり、利害関係人である魚沼市土地改良区から申し立てられ、新潟地方裁判所長岡支部より所有者不明土地管理命令に基づき、管理人が選任されています。この度、申請地の隣接農地を耕作する譲受人から、経営規模拡大のため申請地を取得したいとの要望を受け、同管理人である譲渡人が裁判所に売買の申し立てをし、許可を得たうえで申請するものであります。譲受人は大型機械を所有し、農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地 **** 田ほか1筆 合計 529 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 ****円

申請の理由は、経営規模拡大のためです。譲渡人は耕作できず、申請地は兼ねてより譲受人により耕作されてきましたが、この度耕作者である譲受人と売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号4 申請地 **** 田 1,295 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 ****円

申請の理由は、譲渡人の要望です。申請地は譲渡人により耕作されてきましたが、高齢になり、親族と暮らすため県外へ引っ越すにあたり、譲受人と売買の話がまとまり、この度申請があったものです。譲受人は農業経験も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

以上、整理番号1番・2番・4番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

貝瀬正美委員

整理番号1番ですが、8月23日に現地確認と電話対応をいたしまして、申請どおり間違いのないことを確認しました。

佐藤洋一委員

整理番号2番ですが、8月21日に佐藤推進委員とともに現地を訪れて、譲受人から話を伺いました。事務局の説明のとおり問題ないと思われま

小岩孝徳委員

整理番号4番ですが、8月22日午前10時に譲受人、志田推進委員と現地確認を行いました。譲渡人が今年の春、市外に転居して耕作出来なくなるということで、売買の話になったとのことでした。現地は綺麗に管理されており、今後も耕作する予定とのことでしたので、問題ないと思われま

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局並びに担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

それでは、所有権移転売買に関する整理番号1番・2番・4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、許可いたします。

それでは、続いて整理番号3番、お願いいたします。

事務局（森山係長）

続いて、整理番号3番について説明します。

小岩委員は議事参与の制限により退席をお願いします。

（小岩孝徳委員退席）

整理番号3	申請地	*****	田ほか1筆	合計646㎡
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転 売買	*****円	

申請の理由は、譲渡人の要望です。譲渡人所有農地は以前より譲受人により耕作されてきましたが、譲渡人は県外在住であり耕作出来ないため、この度譲渡人と売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えま

以上、整理番号3番につきまして、議案書にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えま

議 長（上村会長）

議案第1号整理番号3番につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

大塚寛委員

整理番号3番ですが、8月21日に志田推進委員と二人で、譲受人立ち合いの下、現地を確認させていただきました。譲受人によりますと譲渡人は**県に定住しておりまして、申請地は10年程前から*****が耕作しているとのこと。畔並びに周辺の草刈りなどもきちんと行われており、適正に管理されているものと思われまますので、問題ないと思われまます。以上です。

議 長（上村会長）

整理番号3番につきまして、事務局並びに担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、採決に入ります。議案第1号所有権移転売買に関する整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から4番まで、異議なしと認め許可いたします。

（小岩孝徳委員着席）

農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

日程第4議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の9ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は2件です。

整理番号1 申請地 ***** 田ほか3筆 合計1,161㎡

農地区分 第3種農地

申請人 *****

申請概要 自己の事業に利用する資材置場敷地

転用目的 資材置場敷地

判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため

申請人が経営する*****の業務拡大に伴い、資材置場が不足することから、事業所及び小出インターチェンジに近い申請地を資材置き場として利用するため申請があったものです。

なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念しており、平成18年頃に申請者が相続した時点以前、会社の前代表の時代から既に資材置き場として利用していたため、始末書が提出され、追認の案件となっています。

整理番号2	申請地	*****	畑ほか3筆	合計 300.8 m ²
	農地区分	第1種農地		
	申請人	*****		
	申請概要	一般住宅2階建て1棟		
	転用目的	一般住宅建築敷地		
	判断理由	住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため		

申請人は申請地に一般住宅を建築するため申請があったものですが、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念しており、昭和54年6月頃より申請地を住宅用敷地に造成し、自宅を建築して居住していました。この度、火災により自宅が焼失したことから、新しく一般住宅の建築を進めたく登記簿を確認したところ、以前に転用の手続きがなされていなかったことが判明しました。以上のことから、始末書が提出され、追認の案件となっています。なお、現在は造成済みの土地には建物等はなく、更地の状態となっています。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

阿達正委員

整理番号1番ですが、先日、申請人と現地を確認しました。事務局の説明どおり、既に資材が置いてあり、*****の裏地だったのでよく通っていたんですが、なにかあるなというのは気づいていました。事務局の説明どおりです。以上です。

桑原正文委員

整理番号2番ですが、申請人は多忙によりなかなか会うことができませんでしたので、お母さんに8月23日に会ってお話をしてきました。内容については事務局の説明のとおりです。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は一括で行います。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番・2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の11ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は3件です。

整理番号1	申請地	*****	畑	9.14 m ²
	農地区分	第1種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	一般住宅2階建て1棟		
	転用目的	一般住宅建築敷地		
	判断理由	住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため		

本件は本日の議案書9ページ、先ほどの農地法第4条の整理番号2において説明いたしました一般住宅建築300.8 m²に係る第4条申請に関連するものであり、申請地について道路からの車輛乗入部分にかかることから、住宅入口側9.14 m²の部分についての申請があったものです。

本件についても、事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に昭和54年6月頃より住宅敷地として申請地を一体的に利用していたため、この度の一般住宅建築に併せて申請があったものであり、同様に始末書が提出され、追認の案件となっています。

整理番号2	申請地	*****	畑	24 m ²
	農地区分	第3種農地		
	権利種別	使用貸借権設定		
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	申請概要	一般住宅3階建て1棟		
	転用目的	一般住宅建築敷地		
	判断理由	住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしているため		

借受人は現在、同地域内の借家に居住していますが、申請地及び隣接する父親所有の宅地にかかる形で一般住宅を新築し、一体的な利用をするため、申請があったものです。

整理番号 3	申請地	***** 田 73 m ²
	農地区分	第1種農地
	権利種別	使用貸借権設定
	貸付人	*****
	借受人	*****
	申請概要	一般住宅2階建て1棟
	転用目的	一般住宅建築敷地
	判断理由	住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため

借受人は現在、市外のアパートに居住していますが、申請地及び隣接する父親所有の宅地にかかる形で一般住宅を新築し、一体的な利用をするため、申請があったものです。

なお、位置図においては、令和6年7月に分筆が完了したため、敷地内東側の網掛けの部分が本転用申請に係る73 m²の農地であります。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

桑原正文委員

整理番号1番ですが、譲渡人と8月25日に会ってお話をしてきました。内容については先ほど承認いただいた議案第2号の整理番号2番と同じ内容であります。

貝瀬正美委員

整理番号2番ですが、8月23日に現地確認と電話対応をしまして、許可申請どおりであることを確認しました。以上です。

高橋祐次委員

整理番号3番ですが、8月19日に貸付人と電話連絡、その後現地確認いたしまして、事務局の説明とおりであり、分筆した残りの土地については今年は耕作をしてなかったですけども、来年以降は耕作をするということでした。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番・2番・3番について、申請どおり許可いたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の13ページをご覧ください。

議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明いたします。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は4件、12筆、合計7,019㎡となります。

整理番号1	申請地	***** 田 1,653㎡
	新地目	原野
	申請人	*****
	非農地の原因	平成年月日不詳より耕作放棄。山麓の傾斜地、林野隣接しており、雑草雑木が繁茂。接道が無いため農耕車両等の進入不可。耕作不適・耕作不便。
整理番号2	申請地	***** 畑ほか1筆 合計910㎡
	新地目	原野
	申請人	*****
	非農地の原因	平成年月日不詳より耕作放棄。山間地で近隣一帯の現況は原野化しており、雑草雑木が繁茂。耕作不適・耕作不便。
整理番号3	申請地	***** 畑ほか6筆 合計3,995㎡
	新地目	原野
	申請人	*****
	非農地の原因	20年以上前から耕作放棄。山間地にあり、面積小、急傾斜、不整形の土地もあり。周辺は林野隣接または原野化している状態であり、農耕車両通行不能の場所もある。雑草雑木が繁茂。耕作不適・耕作不便。
整理番号4	申請地	***** 田ほか1筆 合計461㎡
	新地目	原野及び山林
	申請人	*****
	非農地の原因	昭和50年頃から耕作放棄。面積小、不整形地。林

野隣接しており、雑草雑木が繁茂。農耕車両通行不能。耕作不適・耕作不便。

以上、4件につきまして、現地確認の状況から変更に同意できるものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

桑原正文委員

現地を確認をしたということで問題ないと思うのですが、整理番号4番について、図面では住宅がそばにあるような感じがするのですが、その辺は大丈夫なのでしょうか。

議長（上村会長）

事務局、状況をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

整理番号4番の*****についてですが、住宅が後ろにあります、住宅地から斜面を下ったところにあり、既に雑木が生えており山林状態になっております。*****につきましても、前方に住宅はあるのですが、その後ろの農地は昭和50年頃から、約50年程耕作をしておらず、放置されている状態です。また、後方に林野が迫ってきていることから、非農地ということで判断させていただきました。以上です。

桑原正文委員

隣接する方が別に異議がなければしょうがないと思います。ありがとうございました。

議長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

「なし」の声あり。

それでは、そのほかないようですので、採決に入ります。議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番から4番まで申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の15ページをご覧ください。

議案第5号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法等一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされる改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	8件
	筆数	18筆
	面積	15,118.66㎡

所有権移転	件数	1件
	筆数	10筆
	面積	6,275.00㎡

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、19ページをご覧ください。

整理番号5-1 所有権を移転する農用地	*****	田ほか9筆
		合計6,275㎡
所有権を移転する者	*****	

所有権の移転を受ける者	*****	

所有権移転 売買	対価	*****円

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第5号農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

その他

事務局（斎藤事務局長）

- ・地域計画の集落等での話し合い内容とりまとめと提出について
- ・女性農業委員を対象とした文書の配付について
- ・重点農地パトロールの報告検討会について

事務局（森山係長）

- ・下限面積 3,000 m²以下の方から相談があった旨の報告

議長（上村会長）

それでは、本日の提案いたしました報告事項並びに議案それぞれの事項は全て審議いただきました。終了いたします。

（時刻は 14 時 20 分）

上記会議の内容は、令和 6 年度第 5 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議長

議席番号 1 1 番

議席番号 1 2 番
